

## 資料編

資料1 前計画期間のサービス利用等の概況

資料2 介護保険サービスの内容

資料3 介護保険法に基づく施設・事業所数

資料4 圏域別施設・居住系サービス見込量

資料5 高齢社会対策計画の推移

資料6 健康長寿やまなしプラン計画策定体制



## 資料1 前計画期間のサービス利用等の概況

(資料は、地域包括ケア「見える化システム」(厚生労働省))

## (1) 被保険者及び要介護(支援)認定者の状況

第1号被保険者数及び要介護(支援)認定者の状況は、次のとおりです。

&lt;図表1&gt; 第1号被保険者数の推移 (単位:人(各年度3月末現在))

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
第1号被保険者数	251,475	252,752	252,740
65歳以上75歳未満	120,923	120,327	115,704
75歳以上	130,552	132,425	137,036

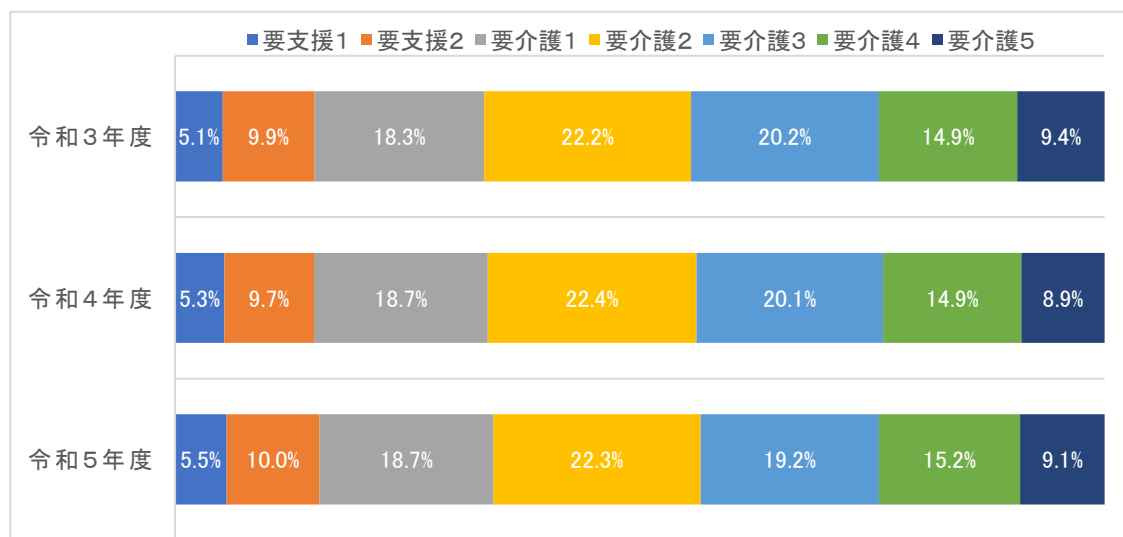
※令和4年度は「令和4年度介護保険事業状況報告(速報値)」

&lt;図表2&gt; 要介護(支援)認定者数(第1号被保険者)の推移 (単位:人)

総数	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	計画	実績	比率	計画	実績	比率	計画	実績	比率
要支援計	5,836	6,055	103.8%	5,892	6,130	104.0%	5,960	6,430	107.9%
要支援1	1,907	2,074	108.8%	1,923	2,172	112.9%	1,945	2,288	117.6%
要支援2	3,929	3,981	101.3%	3,969	3,958	99.7%	4,015	4,142	103.2%
要介護計	34,275	34,324	100.1%	34,786	34,861	100.2%	35,270	34,959	99.1%
要介護1	7,186	7,380	102.7%	7,295	7,663	105.0%	7,423	7,748	104.4%
要介護2	9,105	8,979	98.6%	9,228	9,196	99.7%	9,337	9,219	98.7%
要介護3	8,291	8,158	98.4%	8,457	8,235	97.4%	8,593	7,942	92.4%
要介護4	5,904	6,011	101.8%	5,977	6,103	102.1%	6,040	6,293	104.2%
要介護5	3,789	3,796	100.2%	3,829	3,664	95.7%	3,877	3,757	96.9%
認定率(山梨)	-	16.1%	-	-	16.1%	-	-	-	-
認定率(全国)	-	18.9%	-	-	-	-	-	-	-

(実績値)厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報 (計画値)介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

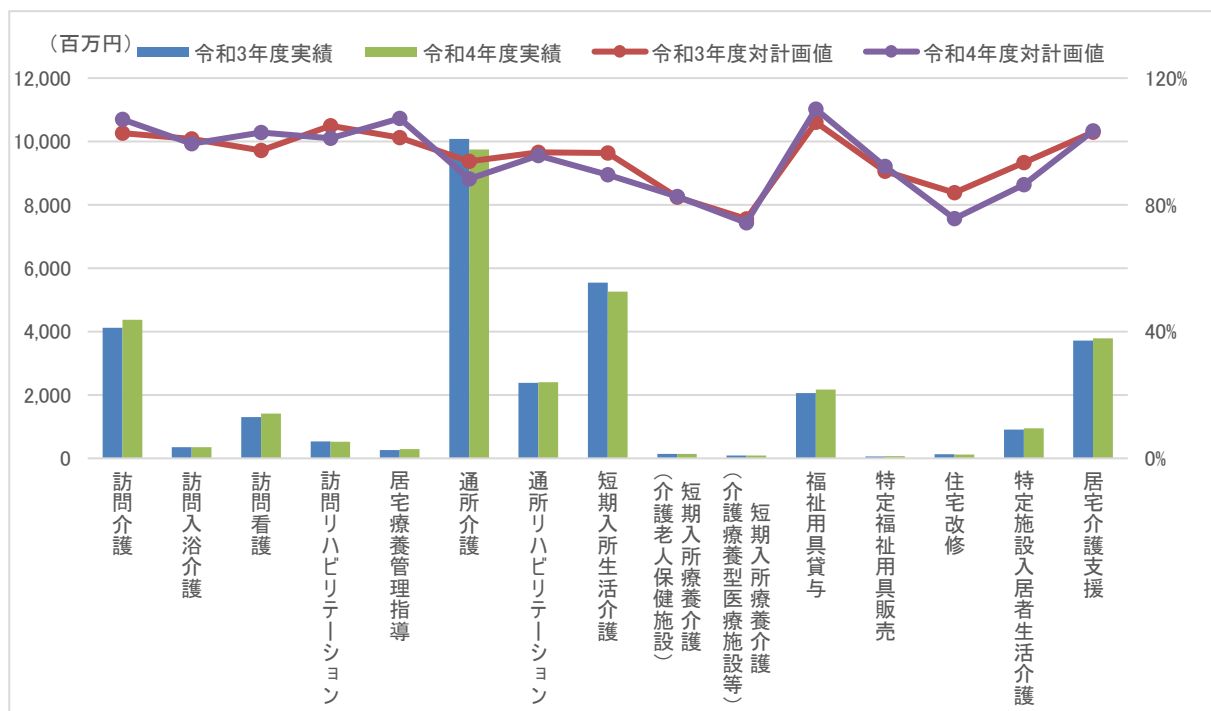
&lt;図表3&gt; 要介護(支援)認定者数(第1号被保険者)の構成割合の推移



## (2) 介護給付等対象サービスの利用状況

令和3年度及び令和4年度における介護給付等対象サービスの利用実績及び計画値に対する割合は、次のとおりです。

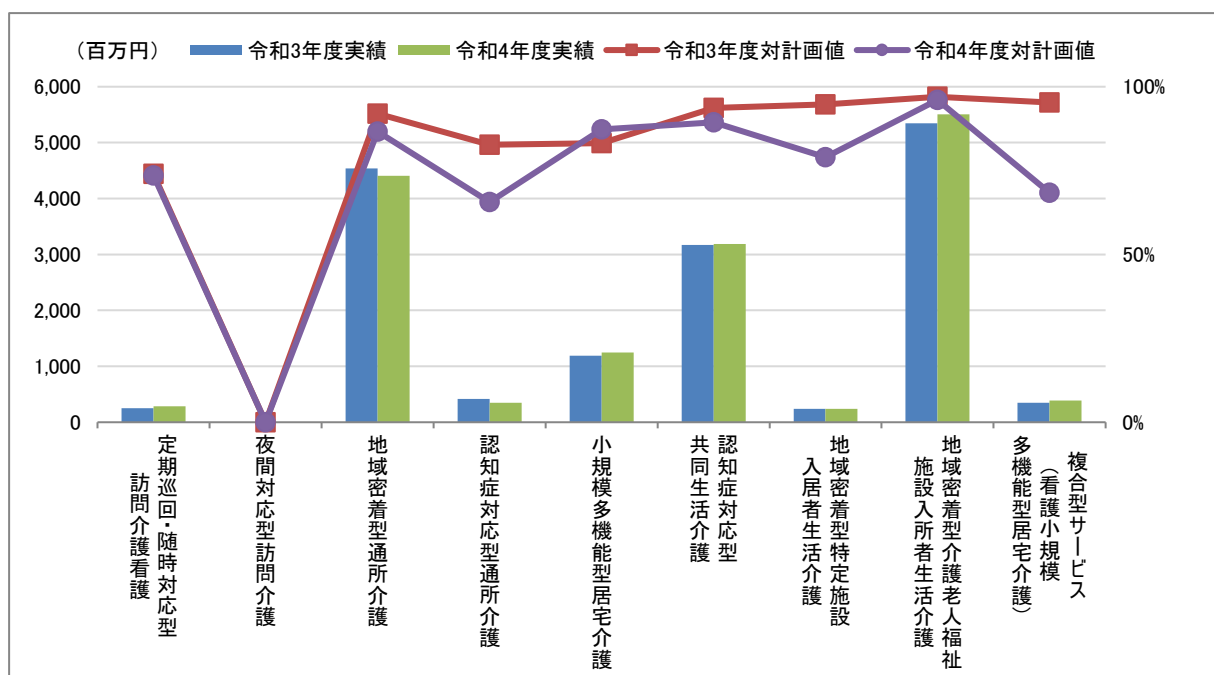
<図表4>居宅サービス(介護給付)の利用実績・計画に対する比率



<図表5>居宅サービス(介護給付)の利用実績・計画に対する比率 (単位:千円)

	令和3年度			令和4年度		
	計画	実績	対計画値	計画	実績	対計画値
訪問介護	4,011,398	4,118,296	102.7%	4,090,086	4,373,568	106.9%
訪問入浴介護	348,640	351,463	100.8%	350,164	347,717	99.3%
訪問看護	1,336,998	1,299,889	97.2%	1,369,932	1,409,332	102.9%
訪問リハビリテーション	511,331	536,824	105.0%	523,797	528,843	101.0%
居宅療養管理指導	261,142	264,342	101.2%	271,427	291,236	107.3%
通所介護	10,755,870	10,085,173	93.8%	11,050,062	9,748,969	88.2%
通所リハビリテーション	2,471,233	2,387,081	96.6%	2,511,600	2,400,350	95.6%
短期入所生活介護	5,749,277	5,540,104	96.4%	5,882,173	5,266,172	89.5%
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	164,437	135,471	82.4%	174,282	144,052	82.7%
短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	112,439	84,966	75.6%	114,506	85,121	74.3%
福祉用具貸与	1,944,627	2,062,760	106.1%	1,970,880	2,172,676	110.2%
特定福祉用具販売	69,879	63,321	90.6%	70,829	65,231	92.1%
住宅改修	152,999	128,225	83.8%	158,354	119,794	75.6%
特定施設入居者生活介護	975,958	910,864	93.3%	1,094,592	945,850	86.4%
居宅介護支援	3,614,049	3,718,385	102.9%	3,665,945	3,788,736	103.3%
計	32,480,277	31,687,162	97.6%	33,298,629	31,687,645	95.2%

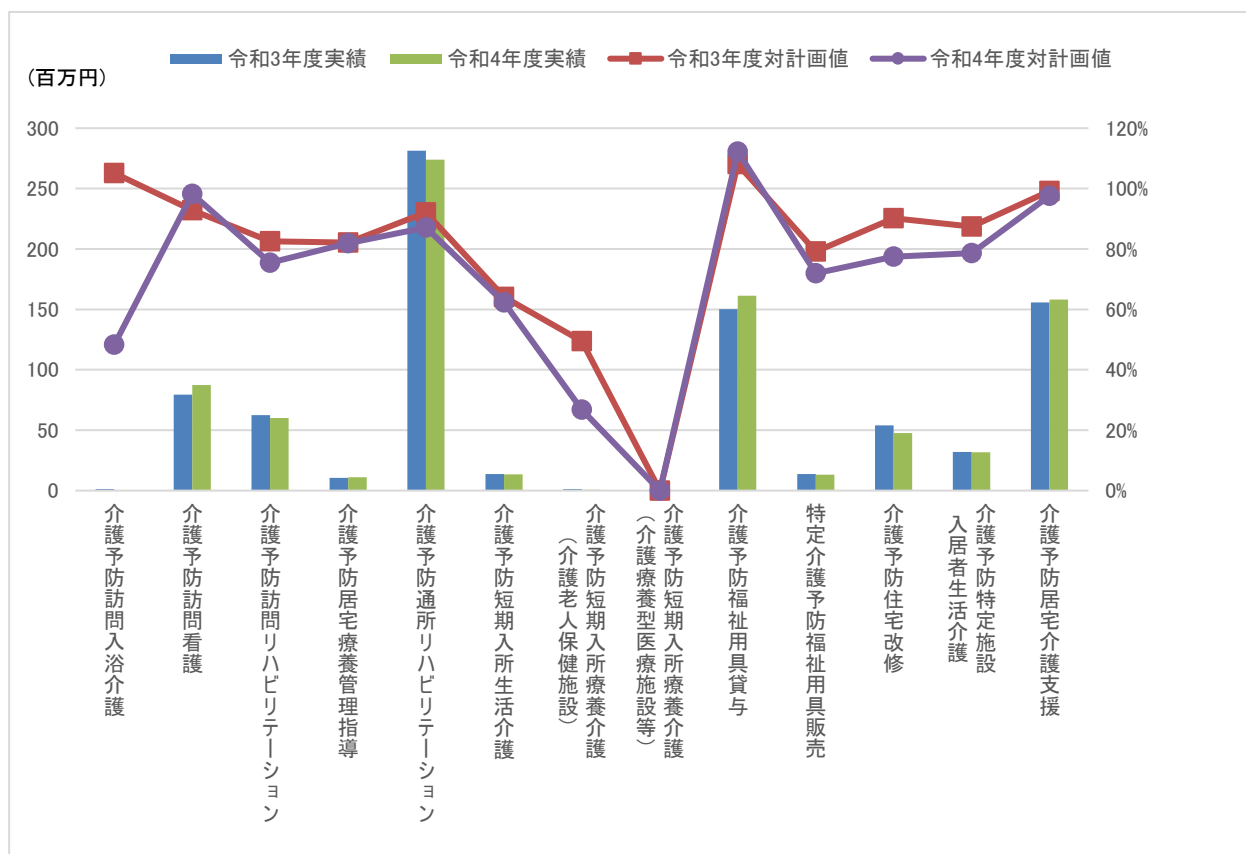
＜図表6＞地域密着型サービス(介護給付)の利用実績・計画に対する比率



＜図表7＞地域密着型サービス(介護給付)の利用実績・計画に対する比率 (単位:千円)

	令和3年度			令和4年度		
	計画	実績	対計画値	計画	実績	対計画値
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	335,858	248,643	74.0%	389,757	286,505	73.5%
夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-
地域密着型通所介護	4,935,135	4,539,488	92.0%	5,087,661	4,407,977	86.6%
認知症対応型通所介護	501,974	415,287	82.7%	535,048	351,055	65.6%
小規模多機能型居宅介護	1,396,347	1,161,051	83.1%	1,430,673	1,248,378	87.3%
認知症対応型共同生活介護	3,380,619	3,166,635	93.7%	3,562,321	3,185,065	89.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	252,481	239,288	94.8%	301,399	237,982	79.0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5,508,824	5,343,290	97.0%	5,730,869	5,504,703	96.1%
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	367,987	350,581	95.3%	571,459	391,063	68.4%
計	16,679,225	15,464,263	92.7%	17,609,187	15,612,728	88.7%

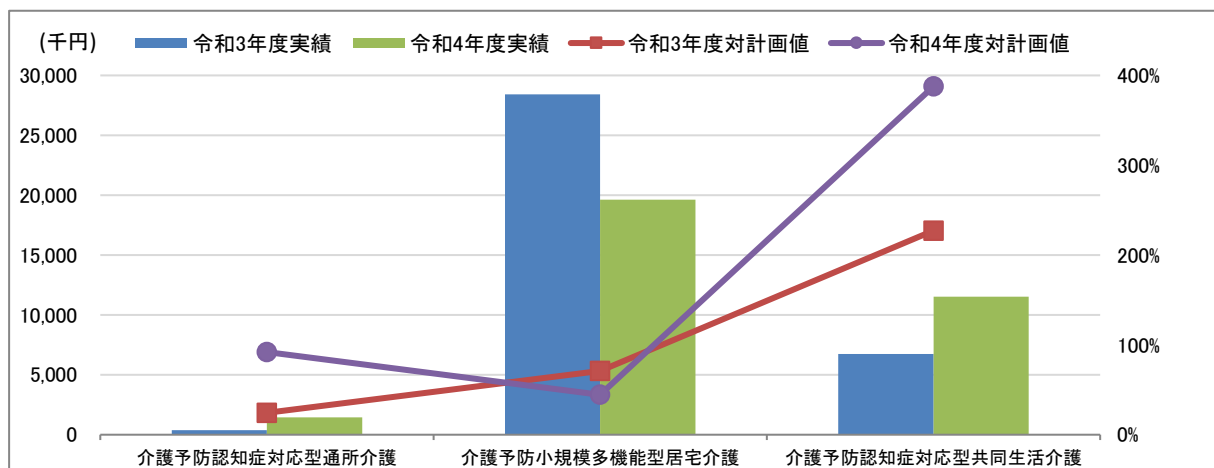
&lt;図表8&gt; 介護予防サービス(予防給付)の利用実績・計画に対する比率



&lt;図表9&gt; 介護予防サービス(予防給付)の利用実績・計画に対する比率 (単位:千円)

	令和3年度			令和4年度		
	計画	実績	対計画値	計画	実績	対計画値
介護予防訪問入浴介護	1,170	1,230	105.1%	1,171	565	48.3%
介護予防訪問看護	85,679	79,535	92.8%	88,971	87,403	98.2%
介護予防訪問リハビリテーション	75,787	62,582	82.6%	79,615	60,035	75.4%
介護予防居宅療養管理指導	12,804	10,508	82.1%	13,509	11,062	81.9%
介護予防通所リハビリテーション	305,694	281,349	92.0%	314,261	273,836	87.1%
介護予防短期入所生活介護	21,569	13,815	64.1%	21,581	13,438	62.3%
介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	2,378	1,176	49.5%	2,379	638	26.8%
介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	0	0	-	0	0	-
介護予防福祉用具貸与	139,000	150,197	108.1%	143,612	161,175	112.2%
特定介護予防福祉用具販売	17,157	13,582	79.2%	18,278	13,149	71.9%
介護予防住宅改修	59,810	53,909	90.1%	61,525	47,627	77.4%
介護予防特定施設入居者生活介護	36,588	32,000	87.5%	40,375	31,758	78.7%
介護予防居宅介護支援	157,066	155,757	99.2%	162,096	158,167	97.6%
計	914,702	855,640	93.5%	947,373	858,853	90.7%

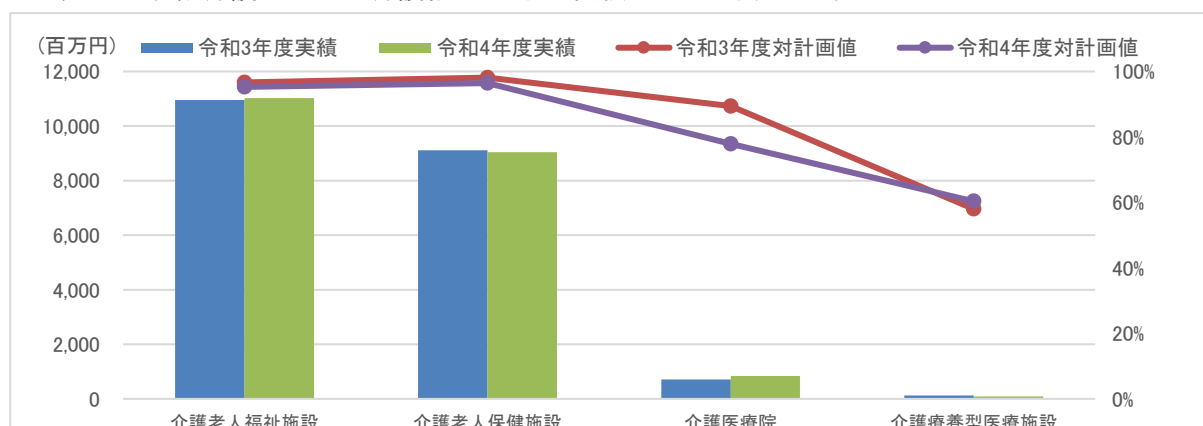
＜図表10＞地域密着型介護予防サービス(予防給付)の利用実績・計画に対する比率



＜図表11＞地域密着型介護予防サービス(予防給付)の利用実績・計画に対する比率(単位:千円)

	令和3年度			令和4年度		
	計画	実績	対計画値	計画	実績	対計画値
介護予防認知症対応型通所介護	1,587	387	24.4%	1,588	1,458	91.8%
介護予防小規模多機能型居宅介護	40,038	28,423	71.0%	44,132	19,615	44.4%
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,970	6,748	227.2%	2,972	11,523	387.7%
計	44,595	35,557	79.7%	48,692	32,597	66.9%

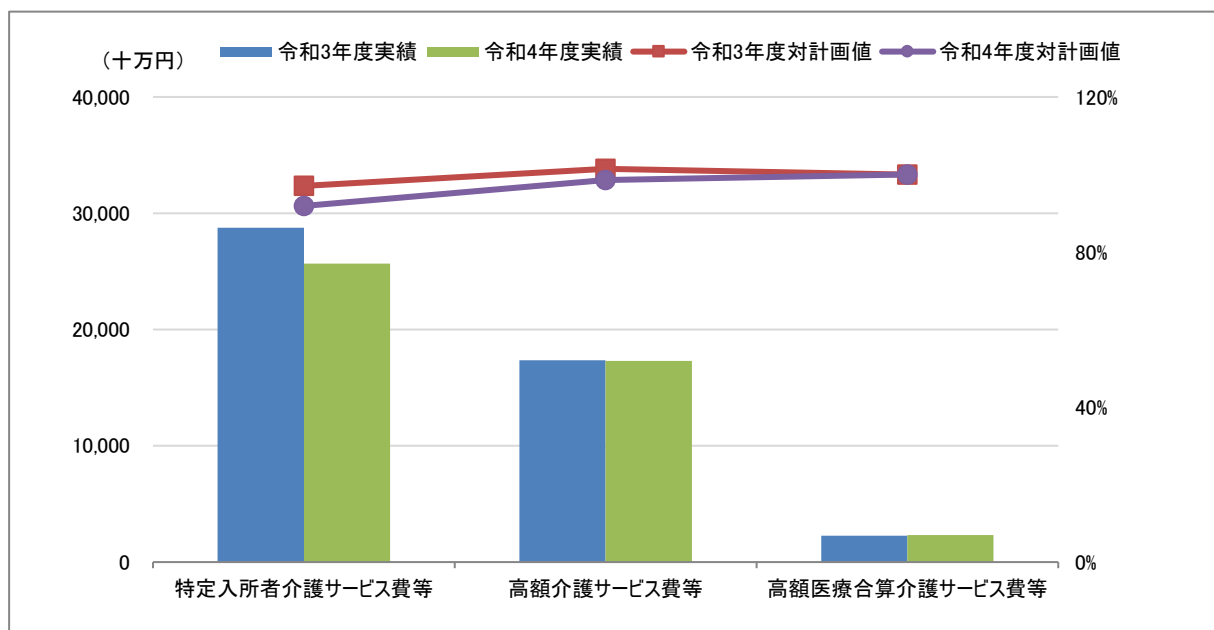
＜図表12＞施設介護サービス(介護給付)の利用実績・計画に対する比率



＜図表13＞施設介護サービス(介護給付)の利用実績・計画に対する比率(単位:千円)

	令和3年度			令和4年度		
	計画	実績	対計画値	計画	実績	対計画値
介護老人福祉施設	11,324,252	10,951,485	96.7%	11,563,347	11,021,329	95.3%
介護老人保健施設	9,286,637	9,113,507	98.1%	9,369,227	9,036,792	96.5%
介護医療院	789,962	706,440	89.4%	1,080,642	841,402	77.9%
介護療養型医療施設	209,136	121,326	58.0%	141,497	85,384	60.3%
計	21,609,987	20,892,758	96.7%	22,154,713	20,984,907	94.7%

＜図表14＞その他給付費(介護給付・予防給付)の利用実績・計画に対する比率



＜図表15＞その他給付費(介護給付・予防給付)の利用実績・計画に対する比率 (単位:千円)

	令和3年度			令和4年度		
	計画	実績	対計画値	計画	実績	対計画値
特定入所者介護サービス費	2,962,371	2,875,001	97.1%	2,793,452	2,566,647	91.9%
高額介護サービス費	1,710,504	1,735,388	101.5%	1,753,704	1,728,760	98.6%
高額医療合算介護サービス費	226,783	226,783	100.0%	231,967	231,967	100.0%
計	4,899,658	4,837,172	98.7%	4,779,122	4,527,374	94.7%

＜図表16＞総給付費(介護給付・予防給付)の利用実績・計画に対する比率 (単位:千円)

	令和3年度			令和4年度		
	計画	実績	対計画値	計画	実績	対計画値
総給付費	74,691,157	71,810,382	96.1%	76,852,046	71,743,377	93.4%
介護給付	70,769,489	68,044,184	96.1%	73,062,529	68,285,280	93.5%
予防給付	959,297	891,197	92.9%	996,065	891,450	89.5%
特定入所	2,962,371	2,875,001	97.1%	2,793,452	2,566,647	91.9%

※ 総給付費:保険給付(介護給付・予防給付)のうち、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費を除いたもの。

## 資料2 介護保険サービスの内容

### 1 介護給付（要介護1～5の方が利用できるサービス）

#### 居宅介護支援

要介護者が居宅サービスや地域密着サービス等を適切に利用できるよう、当該要介護者やその家族の依頼を受けて、心身の状況や置かれている環境等を勘案し、居宅介護サービス計画を作成するとともに、居宅介護サービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整を居宅介護支援事業者が行います。

#### (1) 居宅サービス

##### 訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や掃除、洗濯、買い物、調理などの生活の支援を行います。

##### 訪問入浴介護

居宅を訪問し、専用浴槽や巡回入浴車で入浴の介護を行います。

##### 訪問看護

看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話又は必要な処置を行います。

##### 訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、必要なリハビリテーションを行います。

##### 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

##### 通所介護（デイサービス）

老人デイサービスセンター等に通い、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けます。（定員19人以上）

##### 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設、病院、診療所等に通い、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを受けます。

##### 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けます。

##### 短期入所療養介護（ショートステイ）

医療機関や介護老人保健施設、介護医療院に短期間入所し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受けます。

##### 福祉用具貸与

心身の状況や希望・環境をふまえ、福祉用具の貸与を行います。

##### 特定福祉用具販売

心身の状況や希望・環境をふまえ、福祉用具の販売を行います。

##### 住宅改修

要介護認定者が安全・快適に生活できるよう「段差の解消」や「手すりの設置」等の住宅を改修します。

##### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護\*

日中・夜間を通じ、定期的な巡回訪問又は随時通報を受け、居宅において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話とともに、療養上の世話や診療の補助を行います。

##### 夜間対応型訪問介護\*

夜間において、定期的な巡回訪問又は随時通報を受け、訪問介護員等（介護福祉士または介護職員初任者研修課程修了者）が、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行います。

##### 地域密着型通所介護

老人デイサービスセンター等に通い、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けます。（定員19人未満）

##### 認知症対応型通所介護\*



認知症の居宅要介護者が、施設又は老人デイサービスセンターに通い、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けます。

#### **小規模多機能型居宅介護\***

居宅において、デイサービス、ショートステイ、訪問の3つサービスを組み合わせて利用します。

#### **看護小規模多機能型居宅介護\***

小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を組み合わせ、医療ニーズの高い在宅の利用者への対応を行います。

## (2) 施設・居住系サービス

### **介護福祉施設サービス**

介護老人福祉施設（定員30人以上の特別養護老人ホーム）に入所している要介護者（原則として要介護3以上の方に限る）に、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

### **介護保健施設サービス**

介護老人保健施設に入所している要介護者（入院治療の必要がないが介護や医療を必要とする人）に、施設サービス計画に基づいて、居宅復帰に向けて看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。

### **介護医療院**

長期の療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医療的管理下の介護及び日常生活上の世話を行います。

### **地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護\***

地域密着型介護老人福祉施設（定員29人以下の特別養護老人ホーム）に入所している要介護者（原則として要介護3以上の方に限る）に、施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

### **認知症対応型共同生活介護（グループホーム）\***

認知症の要介護者（9人以下）が、共同生活を営む住居において、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

### **特定施設入居者生活介護**

介護保険法の指定基準を満たす有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（定員30人以上）に入居している要介護者に、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

### **地域密着型特定施設入居者生活介護\***

介護保険法の指定基準を満たす有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（定員29人以下）に入居している要介護者に、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

## 2 予防給付（要支援1・2の方が利用できるサービス）

### **介護予防支援**

要支援者が、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス等を適切に利用できるよう、当該要支援者やその家族の依頼を受けて、心身の状況や置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整を介護予防支援事業者が行います。

## (1) 在宅サービス

### **介護予防訪問入浴介護**

介護予防を目的として、居宅を訪問し、専用浴槽や巡回入浴車で入浴の介護を行います。

### **介護予防訪問看護**

介護予防を目的として、看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話又は必要な処置を行います。

### **介護予防訪問リハビリテーション**

介護予防を目的として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、必要なりハビ

リテーションを行います。

#### **介護予防居宅療養管理指導**

介護予防を目的として、医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

#### **介護予防通所リハビリテーション（デイケア）**

介護老人保健施設、病院、診療所等に通い、介護予防を目的として、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを受けます。

#### **介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）**

特別養護老人ホーム等に短期間入所し、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を受けます。

#### **介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）**

老人保健施設等に短期間入所し、介護予防を目的として、看護、医学的管理の下、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を受けます。

#### **介護予防福祉用具貸与**

介護予防を目的として、心身の状況や希望・環境をふまえ、介護予防に資する福祉用具の貸与を行います。

#### **特定介護予防福祉用具販売**

介護予防を目的として、心身の状況や希望・環境をふまえ、介護予防に資する福祉用具の販売を行います。

#### **住宅改修**

介護予防を目的として、要介護認定者が安全・快適に生活できるよう「段差の解消」や「手すりの設置」等の住宅を改修します。

#### **介護予防認知症対応型通所介護\***

介護予防を目的として、認知症の居宅要支援者が、老人デイサービスセンター等に通い、介護予防を目的として、所定の期間、入浴、排泄、食事等の介護その他日の常生活上の支援及び機能訓練を受けます。

#### **介護予防小規模多機能型居宅介護\***

介護予防を目的として、居宅においてデイサービス、ショートステイ、訪問の3つサービスを組み合わせて利用します。

## **(2) 居住系サービス**

#### **介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）\***

**（要支援2の方が利用できるサービス）**

介護予防を目的として、認知症の要介護者（9人以下）が共同生活を営む住居において、認知症対応型共同生活介護予防計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

#### **介護予防特定施設入居者生活介護**

有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（定員30人以上）に入居している要支援者について、介護予防を目的として、所定の計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行います。

注）\*印のあるものは地域密着型サービスです。市町村がサービス事業者の指定・指導監督権限を有し、原則として当該市町村の被保険者のみがサービスを利用できます。

### 資料3 介護保険法に基づく施設・事業所数

#### 県指定事業所数(高齢者福祉圏域別、介護サービス別)

上段：介護給付、下段：介護予防給付 (R6.3.1現在)

サービス 高齢者福祉圏域	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護			訪問リハビリテーション			居宅療養管理指導			通所介護	通所リハビリテーション				短期入所生活介護	短期入所療養介護			特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	合計		
			総数	医療みなし	指定	総数	医療みなし	指定	総数	医療みなし	指定		総数	医療みなし	指定	総数		医療・施設みなし	指定	総数								みなし	指定	
			(予防)	(予防)	(予防)	(予防)	(予防)	(予防)	(予防)	(予防)	(予防)		(予防)	(予防)	(予防)	(予防)		(予防)	(予防)	(予防)								(予防)	(予防)	(予防)
中北	45	3	220	191	29	196	189	7	386	386	0	57	110	100	10	0	34	19	18	1	2	18	19	15	11	1	0	1,136	894	242
	2	211	182	29	188	181	7	371	371	0	110	100	10	0	30	19	18	1	2	18	19						970	862	108	
峡東	24	2	106	94	12	98	92	6	192	189	3	29	38	33	5	0	25	11	10	1	5	6	6	10	5	0	0	557	423	134
	2	99	89	10	94	88	6	185	183	2	37	32	5	0	22	11	10	1	4	6	6						466	407	59	
峡南	13	1	44	37	7	38	37	1	71	71	0	14	13	9	4	0	13	6	5	1	0	2	2	9	4	0	0	230	163	67
	1	42	35	7	37	36	1	70	70	0	13	9	4	0	12	7	6	1	0	2	2						186	160	26	
富士・東部	37	4	150	139	11	139	137	2	266	265	1	40	56	50	6	0	21	7	6	1	0	11	11	12	6	0	0	761	603	158
	3	144	133	11	134	132	2	256	255	1	56	50	6	0	20	7	6	1	0	11	11						642	582	60	
合計(A)	119	10	520	461	59	471	455	16	915	911	4	140	217	192	25	0	93	43	39	4	7	37	38	46	26	1	1	2,684	2,083	601
	8	496	439	57	453	437	16	882	879	3	216	191	25	0	84	44	40	4	6	37	38						2,264	2,011	253	

#### 中核市指定事業所数(地域密着サービス及び居宅介護支援事業所以外の介護サービス別)

サービス 中核市	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護			訪問リハビリテーション			居宅療養管理指導			通所介護	通所リハビリテーション				短期入所生活介護	短期入所療養介護			特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合計			
			総数	医療みなし	指定	総数	医療みなし	指定	総数	医療みなし	指定		総数	医療みなし	指定	総数		医療・施設みなし	指定	総数							みなし	指定		
			(予防)	(予防)	(予防)	(予防)	(予防)	(予防)	(予防)	(予防)	(予防)		(予防)	(予防)	(予防)	(予防)		(予防)	(予防)	(予防)							(予防)	(予防)	(予防)	
甲府市(B)	71	2	198	174	24	173	169	4	380	380	0	53	83	77	5	1	41	9	7	2	3	19	19	12	5	0	2	1,070	812	258
	2	188	166	22	168	164	4	365	365	0	83	77	5	1	37	8	7	1	3	19	19						892	784	108	
A+B合計	190	12	718	635	83	644	624	20	1,295	1,291	4	193	300	269	30	1	134	52	46	6	10	56	57	58	31	1	3	3,754	2,895	859
	10	684	605	79	621	601	20	1,247	1,244	3	0	299	268	30	1	121	52	47	5	9	56	57					3,156	2,795	361	

#### 市町村指定事業所数(高齢者福祉圏域別、介護サービス別)

地域密着型サービス(上段：介護給付、下段：介護予防給付)

サービス 高齢者福祉圏域	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護(予防)	小規模多機能型居宅介護(予防)	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	認知症対応型共同生活介護(予防)	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型通所介護	計(予防)	居宅介護支援	介護予防支援
中北	6	0	19	13	4	50	2	28	150	272	191	17
			19	13		50				82		
峡東	1	0	4	6	1	14	4	13	28	71	53	5
			4	6		12				22		
峡南	0	0	2	2	0	4	0	5	29	42	27	5
			2	2		4				8		
富士・東部	2	0	4	9	1	11	0	14	41	82	71	12
			4	9		11				24		
合計	9	0	29	30	6	79	6	60	248	467	342	39
			29	30		77				136		

## 資料4 圏域別施設・居住系サービス見込量(月平均)

## (1) 中北圏域

(単位:人)

施設種別	R5年度 見込	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1,616	1,654	1,690	1,708	2,063
地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	770	803	833	893	1,011
介護老人保健施設	1,234	1,244	1,247	1,259	1,494
介護医療院	95	116	116	116	127
介護療養型医療施設	14	0	0	0	
認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	652	663	677	683	750
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	253	275	276	315	342
地域密着型特定施設入居者生活介護 (小規模の介護付有料老人ホーム)	54	53	95	130	130
合 計	4,688	4,808	4,934	5,104	5,917

## (2) 峡東圏域

(単位:人)

施設種別	R5年度 見込	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	672	682	691	691	788
地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	353	359	368	368	404
介護老人保健施設	436	450	451	452	504
介護医療院	14	15	15	15	18
介護療養型医療施設	0	0	0	0	
認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	204	218	225	235	252
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	94	97	98	127	137
地域密着型特定施設入居者生活介護 (小規模の介護付有料老人ホーム)	64	73	81	87	76
合 計	1,837	1,894	1,929	1,975	2,179

## (3) 峡南圏域

(単位:人)

施設種別	R5年度 見込	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	431	437	441	441	386
地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	143	145	145	145	121
介護老人保健施設	348	356	356	356	313
介護医療院	3	4	4	4	4
介護療養型医療施設	0	0	0	0	
認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	60	60	60	60	55
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	23	36	55	55	36
地域密着型特定施設入居者生活介護 (小規模の介護付有料老人ホーム)	0	1	1	1	1
合 計	1,008	1,039	1,062	1,062	916

## (4) 富士・東部圏域

(単位:人)

施設種別	R5年度 見込	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	813	856	871	871	958
地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	368	385	414	414	456
介護老人保健施設	665	681	683	690	781
介護医療院	72	76	76	76	92
介護療養型医療施設	2	0	0	0	
認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	133	152	153	153	165
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	82	133	133	152	138
地域密着型特定施設入居者生活介護 (小規模の介護付有料老人ホーム)	0	0	0	0	0
合 計	2,135	2,283	2,330	2,356	2,590

## 資料5 高齢社会対策計画の推移

年月	県の計画	国の法律及び計画等
昭和60年 3月	「山梨県高齢化社会モデル」策定	
61年 3月		「高齢社会対策の大綱について」閣議決定
平成元年 12月		「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)」
2年 6月		福祉八法改正
10月	「長寿やまなしいきいきプラン」策定	
6年 2月	「山梨県幸住県計画」策定 (基本計画:H6~H15までの10年間) (第1次実施計画:H6~H10までの5年間)	
2月	「山梨県老人保健福祉計画」策定	
3月	「山梨県障害者幸住県計画」策定	
3月		「21世紀福祉ビジョン」提起
10月	「長寿やまなし県民憲章」制定	
12月		「新ゴールドプラン」策定
7年 3月	「長寿やまなしプラン21」策定 (計画期間:H7~H15までの9年間)	
11月		「高齢社会対策基本法」公布
12月		「高齢社会対策基本法」施行
8年 7月		「高齢化社会対策の大綱について」閣議決定
9年 12月	「山梨県幸住県計画第2次実施計画」策定 (第2次実施計画:H10~H14までの5年間)	介護保険法公布
11年 12月		「今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向(ゴールドプラン21)」策定
12年 3月	「長寿やまなし高齢者支援計画」策定 (計画期間:H12~H16までの5年間) 〔「山梨県老人保健福祉計画」 「山梨県介護保険事業支援計画」〕	
4月		介護保険法施行
13年 12月		「高齢社会対策の大綱について」閣議決定
15年 3月	「健康長寿やまなしプラン」策定 (計画期間:H15~H19までの5年間) 〔「山梨県高齢者保健福祉計画」 「山梨県介護保険事業支援計画(第2期)」〕	
16年 2月	山梨県長期総合計画「創・甲斐プラン21」策定 (実施計画:H16~H20までの5年間)	
17年 2月	「山梨県福祉基本計画」策定 (計画期間:H17~H26までの10年間)	
18年 3月	「健康長寿やまなしプラン」策定 (計画期間:H18~H20までの3年間) 〔「山梨県高齢者保健福祉計画」 「山梨県介護保険事業支援計画(第3期)」〕	
4月		改正介護保険法施行
6月		老人保健法改正 →高齢者の医療の確保に関する法律
19年 12月	「チャレンジ山梨行動計画」策定 (計画期間:H19~H22までの4年間)	
20年 3月	山梨県地域ケア体制整備構想策定	

年月	県の計画	国の法律及び計画等
21年 3月	「健康長寿やまなしプラン」策定 (計画期間: H21～H23までの3年間) 〔「山梨県高齢者福祉計画」 「山梨県介護保険事業支援計画(第4期)」〕	
4月		改正介護保険法施行
23年 10月	第二期「チャレンジ山梨行動計画」策定 (計画期間: H23～H26までの4年間)	
24年 3月	「健康長寿やまなしプラン」策定 (計画期間: H24～H26までの3年間) 〔「山梨県高齢者福祉計画」 「山梨県介護保険事業支援計画(第5期)」〕	
4月		改正介護保険法施行
8月		社会保障制度改革推進法公布・施行
9月		「高齢社会対策の大綱について」閣議決定 「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」策定
26年 6月		医療介護総合確保推進法公布 改正介護保険法公布
27年 1月		「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」策定
3月	「山梨県地域福祉支援計画」策定 (計画期間: H27～H31までの5年間) 「健康長寿やまなしプラン」策定 (計画期間: H27～H29までの3年間) 〔「山梨県高齢者福祉計画」 「山梨県介護保険事業支援計画(第6期)」〕 「山梨県認知症対策推進計画」策定 (計画期間: H27～H29までの3年間)	
12月	「ダイナミックやまなし総合計画」策定	
28年 5月	「山梨県地域医療構想」策定	
29年 6月		改正介護保険法公布
7月		「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」改定
30年 2月		「高齢社会対策の大綱について」閣議決定
3月	「健康長寿やまなしプラン」策定 (計画期間: H30～R2までの3年間) 〔「山梨県高齢者福祉計画」 「山梨県介護保険事業支援計画(第7期)」 「第4期山梨県介護給付適正化計画」〕 「山梨県認知症対策推進計画」策定 (計画期間: H30～R2までの3年間) 「山梨県地域保健医療計画」策定 (計画期間: H30～R5までの6年間)	
令和元年6月		「認知症施策推進大綱」関係閣僚会議決定
12月	「山梨県総合計画」策定	
令和2年 6月		「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布
10月		「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」公布
令和3年 3月	「健康長寿やまなしプラン」策定 (計画期間: R3～R5までの3年間) 〔「山梨県高齢者福祉計画」 「山梨県介護保険事業支援計画(第8期)」 「山梨県認知症対策推進計画」 「第5期山梨県介護給付適正化計画」〕	

年月	県の計画	国の法律及び計画等
令和5年 3月		「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」公布
5月		「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」公布
6月		「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」公布
12月	「山梨県総合計画」策定	
令和6年 3月	<p><b>「健康長寿やまなしプラン」策定</b>  (計画期間:R6~R8までの3年間)</p> <p>〔「山梨県高齢者福祉計画」  「山梨県介護保険事業支援計画(第9期)」  「山梨県認知症対策推進計画」  「第6期山梨県介護給付適正化計画」〕</p> <p>「山梨県地域保健医療計画」策定  (計画期間:R6~R11までの6年間)</p>	



## 資料6 健康長寿やまなしプラン計画策定体制

### 山梨県地域包括ケア推進会議開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康長寿やまなしプランの策定及び山梨県における地域包括ケアシステムの推進に当たり参考とするため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者等から幅広く意見を求めることを目的として開催する「山梨県地域包括ケア推進会議」（以下「推進会議」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 山梨県高齢者福祉計画案の検討
- (2) 山梨県介護保険事業支援計画案の検討
- (3) 山梨県における地域包括ケアシステムの推進
- (4) その他必要とする事項

(構成)

第3条 推進会議は、別表に掲げる各分野の関係団体・学識経験者等から、福祉保健部長が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員の任期は3年以内とし、再任を妨げないものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 推進会議は、福祉保健部長が招集する。

- 2 推進会議に座長を置き、福祉保健部長が座長を指名する。
- 3 座長は会議を進行する。
- 4 座長に事故ある時は、あらかじめその指名する委員が代理する。
- 5 福祉保健部長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 推進会議のもとに、必要に応じて部会を開催することができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、山梨県福祉保健部健康長寿推進課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は福祉保健部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月3日から施行する。

別表（第3条関係）

分野	団体等の名称
医療関係	山梨県医師会 山梨県歯科医師会 山梨県薬剤師会 山梨県看護協会 山梨県歯科衛生士会 山梨県民間病院協会 山梨県精神科病院協会 山梨県官公立病院等協議会 山梨県リハビリテーション病院・施設協議会 山梨県認知症疾患医療センター 山梨県理学療法士会 山梨県作業療法士会 山梨県言語聴覚士会 山梨県国民健康保険団体連合会
保健関係	山梨県栄養士会 山梨県医療ソーシャルワーカー協会 山梨県精神保健福祉士協会
福祉関係	山梨県社会福祉協議会 山梨県民生委員児童委員協議会 山梨県老人クラブ連合会 山梨県老人保健施設協議会 山梨県老人福祉施設協議会 山梨県認知症高齢者グループホーム協会 山梨県社会福祉士会 山梨県介護福祉士会 山梨県社会福祉法人経営者協議会 山梨県介護支援専門員協会 介護福祉士養成施設
その他学識経験者等	山梨県市長会 山梨県町村会 地域包括支援センター 認知症の人と家族の会山梨県支部 認知症介護指導者 山梨県弁護士会 学識経験者（保健医療）

## 地域包括ケア推進会議委員名簿

任期：R5. 8. 2～R8. 3. 31

分野	団体等		氏名
	名称	役職	
医療関係	一般社団法人山梨県医師会	理事	佐藤 吉冲
	一般社団法人山梨県医師会	理事	上條 武雄
	一般社団法人山梨県歯科医師会	理事（地域包括担当）	由井 悟
	一般社団法人山梨県薬剤師会	会長	堀内 敏光
	公益社団法人山梨県看護協会	会長	佐藤 悦子
	一般社団法人山梨県歯科衛生士会	会長	永井 鈴美
	一般社団法人山梨県民間病院協会	会長	高原 仁
	山梨県精神科病院協会	会長	久保田 正春
	一般社団法人山梨県官公立病院等協議会	理事	佐藤 公
	山梨県リハビリテーション病院・施設協議会	副会長	稲田 秀俊
	山梨県認知症疾患医療センター	副院長	嘉納 明子
	一般社団法人山梨県理学療法士会	会長	磯野 賢
	一般社団法人山梨県作業療法士会	会長	三瀬 和彦
	一般社団法人山梨県言語聴覚士会	会長	内山 量史
山梨県国民健康保険団体連合会	常務理事	小島 徹	
保健関係	公益社団法人山梨県栄養士会	会長	平井 美樹夫
	山梨県医療ソーシャルワーカー協会	会長	太田 聡子
	山梨県精神保健福祉士協会	副会長	天野 麻美
福祉関係	社会福祉法人山梨県社会福祉協議会	常務理事	小澤 祐樹
	山梨県民生委員児童委員協議会	会長	竹内 稔
	一般社団法人山梨県老人クラブ連合会	会長	田中 勇
	山梨県老人保健施設協議会	会長	福田 六花
	山梨県老人福祉施設協議会	会長	石井 貴志
	山梨県認知症高齢者グループホーム協会	会長	小野 雄一
	一般社団法人山梨県社会福祉士会		広瀬 和子
	一般社団法人山梨県介護福祉士会	会長	甘利 俊明
	山梨県社会福祉法人経営者協議会	副会長	相馬 秀守
	一般社団法人山梨県介護支援専門員協会	会長	鷺見 よしみ
	介護福祉士養成施設	教員	高野 享子
学識経験者等	山梨県市長会	会長	堀内 茂
	山梨県町村会	会長	長田 富也
	地域包括支援センター	センター長	古屋 仁志
	公益社団法人認知症の人と家族の会山梨県支部	代表	田村 一貴
	認知症介護指導者		堀田 潔
	山梨県弁護士会	弁護士	鶴見 亮太
	山梨大学大学院総合研究部医学域	教授	山縣 然太郎
	山梨県立大学看護学部	学部長	泉宗 美恵





---

## 健康長寿やまなしプラン

(山梨県高齢者福祉計画・山梨県介護保険事業支援計画)

令和6年度 ～ 令和8年度

令和6年3月

山梨県

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

TEL:055-223-1453 / FAX:055-223-1469

山梨県ホームページ

<https://www.pref.yamanashi.jp/>

---